

計画等の案の概要

名 称	外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について		
公表するもの	外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正(案)		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)
	無		
担当課等名	スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-2937		
総合計画における位置付け	6-1 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり (1) 「知性」・「感性」を磨く学びの充実		
審議会等の名称			
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校の設置認可に関する「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準」を一部改正する。</p>			
<p><b>2 骨子</b></p> <p>(1) 改正の理由</p> <p>校舎の借用基準について、国と同様の基準に改めるとともに、全校種の文言を統一する。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>○校舎</p> <p>借用又は負担付きを認める場合の例外規定を「特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。」に統一</p> <p>(3) 施行時期</p> <p>令和7年1月下旬</p>			